

次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

土地改良区名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
一宮土地改良区 維持管理事業 磐田市、森町	磐田市役所 森町役場 森町ホームページ	令和6年12月6日から 令和6年12月25日まで

※ 森町ホームページ

<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/machinososhiki/sangyoka/noseigakari/4/5753.html>